

怪我と危険なプレーについて

スポーツにおける脳震盪について朝日新聞の記事^{(*)1}で発生から復帰について慎重であるように警告をしました。ラグビー界としても問題を重く受け止め、点検と反省の上十分な対策を講じなければなりません。^{(*)2}

ゲーム中に頭を強打するのを見かけます。対策を立てるには正確な現状認識と正しい知識が必要です。Laws は equal condition の元に flair に open play を目指し safety にプレーされることを意図しています。プレーヤーも指導者もそれを十分に意識していないのが現状です。

例えば、tackle は seize and stop を意味する英語がラグビー用語になったもので、以前は捕まって立っていても tackle が成立したのです^{(*)3}。プレーの遍歴によって今日ではプレーヤーが捕まり地面に倒された場合に成立しますが、いかに相手を止めるかが課題なのです。タックルされたプレーヤーは直ちに (immediately) ボールをプレーできるようにしなければならぬ^{(*)4}、タックルの際立っていないでボールをプレーするのは反則であり^{(*)5}、いずれのプレーヤーもタックルされたプレーヤーの上にはまたは越えて倒れこんではならないのです^{(*)6}。rucking についても倒れ込んだり崩したりしてはいけませんし^{(*)7}、プレーヤーは頭と肩を腰より低くしてはならないのです^{(*)8}。scrum では突進して組むことは止められていますし^{(*)9}、スクラムは、ボールがスクラムハーフの手を離れるまでは、中央の線がゴールラインに平行になるように静止していなければならない。ボールが投入される前に、スクラムを押してはならないとなっています^{(*)10}。

以上のように振り返って見てみるとルール違反の危険なプレーが数多く見受けられます。もう一度 Playing charter^{(*)10}を読み直し、ラグビーの楽しみ方を考える必要があると思います。事故は本人によって苦痛であるだけでなく、ラグビーの発展と普及にとっても大きなマイナスです。勝利至上主義に埋没してしまって危険なプレーに鈍感になってしまっはいけません。

尚、正しいタックル方法については西川ラグビーコラムを参照してください^{(*)11}。

*1:11/9 朝日新聞東京版朝刊 38 面より

スポーツで頭強打 対応策示す
学会、医師向け緊急提言
続く頭痛に画像検査■段階的に復帰

柔道などで頭を強打し、死傷する事故が問題になっていることを受け、日本脳神経外傷学会は緊急提言をまとめた。症状によっては治ったと判断しても競技復帰を認めないなど厳しい対応を脳神経外科医に求めている。1、2 年以内に指針 (ガイドライン) を作成する。

昨年度から中学校の体育で武道が必修化され、事故の増加が懸念されている。さらに東京五輪の開催が決まり、競技レベルの底上げを目指す動きが進む。提言の作成を担当した徳島大の永廣信治教授 (脳神経外科学) は「安心してスポーツに打ち込める態勢づくりを急ぐ必要がある」と話す。

提言では、柔道やラグビーなどでよく起きる脳震盪を重要視。脳震盪を一度起こすと 2 回目を起こすリスクは 3~5.8 倍になるという。繰り返すことで急性硬膜下血腫などが起き、死亡することもある。

そこで脳震盪の疑いで脳神経外科を受診し、数日にわたって長引く頭痛を訴えた場合は、CT や MRI などの画像検査を行い、急性硬膜下血腫などが起きてないか確認することをすすめている。

軽い急性硬膜下血腫を起こしながら、目立った症状がないため治ったと判断して競技復帰を認め、その後に重症化したケースも報告されている。そのため、脳振盪と診断された日は競技を認めず、復帰は段階的に行う。急性硬膜下血腫などが確認された場合、症状がなくなり、画像上の異常がみられなくなっても原則として衝突を伴うような武道や球技などへの復帰を許可すべきでないとした。

全日本柔道連盟に 03~10 年に報告された事故例を分析した結果、柔道では国内で年間平均 3.7 人が頭の事故で死亡や重い障害を残しているという。

脳神経外傷学会はスポーツ医学の関連学会などに意見を聴き、指針を作成する方針だが、対応が急がれていることから、今年 10 月にあった日本脳神経外科学会学術総会で今回の提言の周知を呼びかけた。(武田耕太)

*2: <http://www.rugby-japan.jp/news/2013/id20291.html> 編集者注：JRFU も安全対策委員会で脳震盪について通告が出されている

*3: <http://nishikawarugbycolumn.web.fc2.com/column/PDF/20120109.pdf>

*4: 競技規則 2013 版 第 15 条 5(a)参照 <http://www.irblaws.com/?law=15.5>

*5: 競技規則 2013 版 第 15 条 6(a)参照 <http://www.irblaws.com/?law=15.6>

*6: 競技規則 2013 版 第 16 条 3(b)および(c)参照 <http://www.irblaws.com/index.php?law=16.3>

*7: 競技規則 2013 版 第 16 条 3(e)参照 <http://www.irblaws.com/index.php?law=16.3>

*8: 競技規則 2013 版 第 20 条 1(i)参照 <http://www.irblaws.com/index.php?law=20.1>

*9: 競技規則 2013 版 第 20 条 1(j)参照 <http://www.irblaws.com/index.php?law=20.1>

*10: <http://www.irblaws.com/index.php?charter=all>

*11: <http://nishikawarugbycolumn.web.fc2.com/column/PDF/20051212.pdf>